



鳥取県公報

令和8年4月24日（金）
第9784号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品売払代金の徴収事務の委託（254）（農業試験場）・・・・・・・・・・ 2
	指定障害福祉サービス事業者の指定（255）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・ 2
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（256）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出（257）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	県営土地改良事業の工事の完了（258）（西部総合事務所農林局）・・・・・・ 3
◇ 議会告示	鳥取県議会情報公開条例の運用状況（3）（議事・法務政策課）・・・・・・・・・・ 3
	鳥取県議会個人情報保護条例の施行状況（4）（〃）・・・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	警備業法に基づく検定の実施（2件）（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（警察本部会計課）・・・・・・・・・・ 6
	落札者の決定（原子力安全対策課）・・・・・・・・・・ 7

告 示

鳥取県告示第254号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、農業試験場における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月24日

鳥取県農業試験場長 高 木 瑞 記 磨

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
鳥取いなば農業協同組合	鳥取市湖山町東五丁目261	令和6年4月26日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

鳥取県告示第255号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月24日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 ぱれっと	米子市安倍492-2	ポトスあべ	米子市安倍495-1	共同生活援助	令和8年4月15日

鳥取県告示第256号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月24日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人 養和会	通所リハビリテーションかみごとう	米子市上後藤3丁目5-1	令和8年4月6日	令和8年5月6日	通所リハビリテーション

鳥取県告示第257号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月24日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人 養和会	通所リハビリテーションかみごとう	米子市上後藤3丁目5-1	令和8年4月6日	令和8年5月6日	介護予防通所リハビリテーション

鳥取県告示第258号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和8年4月24日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 すみ子

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農村地域防災減災事業 青木池地区 ため池等整備	令和8年3月27日

議 会 告 示**鳥取県議会告示第3号**

鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第32条の規定により、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和8年4月24日

鳥取県議会議長 福 田 俊 史

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

件数	処理状況						
	全部開示	一部開示	非開示	開示請求拒否	不存在	取下げ	処理中
5件	2件	3件					

2 審査請求の件数及び処理状況

該当なし

鳥取県議会告示第4号

鳥取県議会個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第37号）第53条の規定により、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の同条例の施行状況を次のとおり公表する。

令和8年4月24日

鳥取県議会議長 福 田 俊 史

1 個人情報の開示請求の件数及び処理状況

該当なし

2 個人情報の訂正請求の件数及び処理状況

該当なし

3 個人情報の利用停止請求の件数及び処理状況

該当なし

4 審査請求の件数及び処理状況

該当なし

5 鳥取県議会個人情報保護条例第52条の規定による鳥取県議会情報公開・個人情報保護審査会への諮問の件数及び処理状況

該当なし

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和8年4月24日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
交通誘導警備業務 1級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
令和8年7月24日(金)午前9時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
令和8年8月22日(土)午前9時から午後5時まで
- 3 実施場所
 - (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第27会議室
 - (2) 実技試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部
- 4 受検定員
5名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
 - オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
 - ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 交通誘導警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 - (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間
令和8年6月15日(月)から同月19日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)
なお、検定申請の受付は先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
 - (4) 6の(1)に該当する者にあつては、そのことを疎明する書面
 - (5) 6の(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し
- 10 検定手数料及び納付方法
- (1) 検定手数料 14,000円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を8の(1)又は(2)の警察署において納付すること。
- 11 その他
- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
 - (2) 受験者は、受験票、筆記用具及び警笛を持参すること。
 - (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和8年4月24日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
 - 交通誘導警備業務 2級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
 - 令和8年7月24日（金）午前9時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
 - 令和8年8月23日（日）午前9時から午後5時まで
- 3 実施場所
 - (1) 学科試験
 - 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第27会議室
 - (2) 実技試験
 - 鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部
- 4 受検定員
 - 5名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

令和8年6月15日（月）から同月19日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

(3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

10 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料 14,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を8の(1)又は(2)の警察署において納付すること。

11 その他

(1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。

(2) 受験者は、受験票、筆記用具及び警笛を持参すること。

(3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	ICカード運転免許証等作成用消耗品の購入 一式
2 契約方式	随意契約
3 随意契約の相手方を決定した日	令和8年3月19日
4 契約の相手方の名称及び所在地	株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1-1
5 契約金額	ICカード運転免許証カード基体一般用 1箱当たり468,900円 ICカード運転免許証カード基体優良用 1箱当たり468,900円 ICカード運転免許証カード基体新規用 1箱当たり468,900円 運転経歴証明書用カード基体 1箱当たり150,600円 高速型用インクリボン 1箱当たり140,000円

- 6 随意契約による理由 本随意契約で調達する物品は、契約の相手方から既に調達をした物品に接続して使用するものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると、既に調達をした物品の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県警察本部警務部会計課
及び所在地 鳥取市東町一丁目271

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 可搬型エアシェルト及び付帯設備 一式
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 令和8年3月23日
- 4 落札者の名称及び所在地 再処理機器株式会社
東京都港区芝五丁目33-11
- 5 落札金額 72,380,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 令和8年2月10日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県危機管理部原子力安全対策課
及び所在地 鳥取市東町一丁目271